

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

第13次鳥獣保護管理事業計画及び第3期第二種特定鳥獣管理計画（素案）

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1	第13次鳥獣保護管理事業計画 第五1(3)特定猟具使用禁止 区域の指定内訳	第16表中指定面積の単位表記がないので追加されたい。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、単位(ha)を加筆します。
2	第13次鳥獣保護管理事業計画 第五1(3)特定猟具使用禁止 区域の指定内訳	富士川特定猟具使用禁止区域(銃)の指定期間に廃止の意味を教えて欲しい。つまり、指定を外すと川での作業、レクリエーションなどの自由行動が猟銃の流れ弾が被弾する恐れがあることから、より安全を求める立場から、維持して欲しい。	1	【その他】 廃止とは、当該区域において特定猟具使用に伴う危険の予防などのため、禁止区域として指定した期間が終了することを意味しております。 所在市町村から継続の必要性がない旨の申し出があったことから、廃止としましたが、今回のご要望を受け、市町村と現地調査を行い、指定の必要性について検討して参ります。